
令和2年 第2回(定例)桂川町議会会議録(第2日)

令和2年6月16日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	大屋 智久君

子育て支援課長 …………… 江藤 栄次君 水道課長 …………… 山本 博君
学校教育課長 …………… 平井登志子君 社会教育課長 …………… 原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君 社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（原中 政廣君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番、吉川紀代子君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い、一般質問を行います。まず、公立・公的病院の再編統合についてであります。

2025年までに病床を20万床減らす地域医療構想を進めるため、厚生労働省は昨年、再編統合の対象として、約440の公立・公的病院を名指ししました。その中には、感染症指定医療機関が多く含まれております。感染症指定医療機関の9割は、公立・公的病院が担っています。コロナ禍で、病床がこれほど逼迫しているにもかかわらず、厚労省は再編を撤回しようとはしません。

地域医療構想に感染症の観点がないことは、大問題であります。町長は前回、この統廃合について、審議をしていると言われましたけれど、福岡県としての立ち位置が見えません。県の方向性と町長としての見解をお聞かせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年の12月議会においても、同様の趣旨の質問をされていたかと思いますが、その際にはですね、やはり誰もが住み慣れた地域で、生き生きと暮らせる社会の実現、その一つとして、地域包括ケアシステムの構築には、医療、介護、地域、行政との連携、特に地域医療の拠点施設となる公的な総合病院は不可欠でありまして、国の動向に注視しながら、地域医療の充実維持に努めていくという趣旨の答弁をいたしました。

その後ですね、議員も御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大という状況もある中で、令和2年の今年の1月の17日付で、厚生労働省から都道府県知事宛てに文書が送られまして、県はそれを受けて、今後は保健所単位、保健所単位で地域医療構想調整会議を開催する予定であります。

しかしながら、先ほど言いましたコロナウイルスの感染症拡大の影響によりまして、医療機関等における検討も進んでいない状況であります。また、この調整会議についても、開催の見通しが立っておりません。引き続き、国・県の動向に注視しながら、対応していく必要があると考えております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 本町は、高齢者に優しいまちづくりの施策を行っておりますが、地域の公共交通の廃止、減便で、高齢者に著しい負担を強いております。

今回、筑豊における医療機関が統廃合されると、さらなる心労を高齢者に負わせることとなります。高齢者が安心して暮らすためには、地域医療の充実こそが大事です。町長は、町民の命と健康を守る立場から、国に対し、統廃合の撤回を求めるべきではないですか。答弁を求めます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

先ほども申しあげましたように、この調整会議というものが行われる予定であります。先ほど言いますように、保健所単位ということになりますので、当然のことながら、私どもにも、その案内が来るものと思っております。そういう責を通しまして、今、議員御指摘のような地域医療の充実、これについて、私のほうからも要請をしていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 町長の答弁は、自分の考えというよりは、国や県、そういう組織の意見を重視しているように聞こえます。もっと町長は、桂川町民の声、これを重視していただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス問題と災害対策について、質問いたします。

日本列島各地で梅雨入りをし、台風の到来シーズンも近づいてまいります。町長も施政方針で、新型コロナウイルス感染が終息しない中で、3密をつくらないための対策の強化を謳うと言われました。指定避難場所における感染症拡大防止対策とは、どのようなことを考えておられるのでしょうか。具体的にお答えください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

感染症対策を考慮した避難所運営ということでございますけども、雨季を迎え、今後、大雨による水害を想定した避難所でのコロナ対策ということは、我々にとって本当に喫緊の課題だという認識を持っております。

従来桂川町が、平成30年6月に策定いたしました、桂川町の避難所運営マニュアルというものがございますけども、これを基本に、本年6月に、このコロナ対策を見据えた感染症対策

マニュアルですね、感染症対策をしっかりと行い、避難所運営を行うというマニュアルにのっとり、3密、密閉、密集、密接を避けるための間仕切りの購入や非接触型体温計、おでこのところにぴっと当てる、あの体温計も購入をしたところでございます。

そのほか、マスクの着用や手の消毒、これはもう今や標準的な取組でございますけども、さらにフェースシールドと言いまして、よくプラスチック製の透明のフェースシールドをですね、いろいろな商店のレジの方なんかがつけておりますが、それも50ほど準備いたしております。そういうものを活用しながら、万全を期していきたいというふうに思っております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 対策マニュアルはできていると、そういうふうに言われたと思います。その中に、間仕切りを購入した、購入をされたというようなことですが、この間仕切りというのは、床、板の面と、畳の部屋とか、この桂川町には指定避難場所があります。そのとき、畳の部屋にも対応できるのでしょうか。それでいいです。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） もちろん畳の部屋、それからフローリング、対応できるような構造になっております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今のお答えの中で、私を感じますには、障がい者への対応が見えないと思います。

政府は、2020年度の補正予算に盛り込んだ地方創生臨時交付金に、このコロナ感染拡大の下での避難所の対応として、この使途の対象を入れております。社会的に弱い立場の人が、どういう状況に置かれるか、そういうことも考えながら、本町におきましては、健康な人、元気な人じゃなくて、やはり社会的弱者を念頭に考えて、この災害対策マニュアルですか、そういうことを実行していただきたいと思います。

次に、持続化給付金の申請状況についてであります。

政府は25日、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を全面解除しました。それに伴い、外出自粛や休業要請が段階的に緩和される一方で、困窮する家庭や事業者への支援が行き渡っていないなどの問題の指摘が、新聞等に掲載されておりますが、本町における持続化給付金申請件数と給付金支給件数は何件でしょうか。

○議長（原中 政廣君） 大屋産業振興課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 御質問にお答えいたします。

町が交付しております中小企業の事業継続支援金の申請状況につきましては、6月11日現在の申請受付数が188件となっております。

また、支払いにつきましては、6月4日に56件、6月11日に64件の計120件をお支払いしているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 188件申請があり、そのうち支給したのは120件ということでありまして、この残りはどうなっているのですか。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 6月18日に46件お支払いする予定になっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 188件申請があつて、188件全部支給するということではないんですか。何かよく分からないけど、徐々に徐々に、一つ一つですか。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 受付した後で、内容に不備があつたものにつきましては、それ以降に、またお支払いをさせていただく形になっております。

以上でございます。

○議員（6番 吉川紀代子君） 分かりました。

○議長（原中 政廣君） 次、入ってもらっていいですよ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今回、新型コロナウイルス感染症拡大で、多大な影響を受けた中小業者への支援事業として、国は持続化給付金制度を設け、福岡県においては持続化緊急支援金という制度が設けられました。

本町のホームページには、中小企業事業継続支援金となっております。なぜこのようなネーミングにしたのでしょうか。非常に分かりにくいと思います。

コロナ禍が長期化する見通しの今、中小企業や町民への支援は、一過性で終わらせるのではなく、継続すべきだと思います。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、この新型コロナウイルスが今後どのようにっていくのかというのは、誰も予測はつかない状況であります。願わくば、このまま終息ということは願いですけれども、それもよく分からない状態です。

国の2次補正が、今回の国会で通りました。ただ、現時点ではですね、まだこの詳しい内容について、まだ通知があつておりません。

本町としましても、そういった国の動き、あるいは、この地域が抱えている課題等も含めながら、当然のことながら、このコロナ対策については、継続した取組が必要だと考えております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ここでもやはり、国の動きを注視しながらということですね。国がそういう支援金を出せば、あれということですけど、もう2次の補正が通っておりますので、積極的にこの問題は、桂川町としてですね、継続するような方向で行っていただきたいと思えます。

次に、プレミアム商品券の申込み状況についてであります。

今回、コロナ対策の支援事業として、3割増しのプレミアム商品券が発行されることになりました。進捗状況について説明を求めます。

○議長（原中 政廣君） 大屋産業振興課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） お答えいたします。

プレミアム付商品券につきましては、まだ申込みを開始しておりません。

また、申込み期間につきましても、現在、商工会と協議中でございますので、内容が決まりましたら、委員会等で説明させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 商工会と協議中っておっしゃいましたけれど、何か始めることについての協議だけなんですか。そのほかに何かまだ話し合っておられるから、時間がたっているんですね。どういうことを話されているんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 内容につきまして、協議をしております。内容といいますのは、要するに、受け付ける期間でございますとか、件数をどれぐらいにしますとか、そういうものも含めて、全体的に協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 受付期間とか、どのぐらい受け付けるかとか、そういうことのために費やされる時間があまりにも長いと思えますけれど、改めて聞きます。桂川町にトライアルという大型のスーパーマーケットができましたけれど、このトライアルで商品券は使用できるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） この商品券の制度はですね、町内の業者に使ってほしいという

ふうに、うちの店で使ってほしいというような希望があるところを、商工会のほうで取りまとめていただいて、する形になりますので、現在、商工会とトライアルのほうで、内容を話し合いをされてあるかと思えます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 商工会とトライアルで話し合っているから、当局は分からない、知らないということなんですね。

次に、生活福祉資金制度についてお尋ねをいたします。

本町には、生活福祉資金貸付制度というのがございます。この制度は、どのようなものでしょうか、具体的にお願ひします。

○議長（原中 政廣君） 川野健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

生活福祉資金貸付制度につきましては、低所得者や高齢者、障がい者などが安定した生活を送れるよう、資金の貸付けと必要な相談や支援を行う制度になっております。実施主体につきましては、都道府県社会福祉協議会が行っておりまして、市区町村の社会福祉協議会が申込みの受付窓口になっておりますので、本町におきましては、桂川町社会福祉協議会が受付窓口になっております。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、貸付けの対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に向けた緊急小口資金等の特例貸付けを実施しております。

なお、社会福祉協議会のほうに確認をしましたところ、6月10日現在で、延べ相談件数が122件、実際に貸付けをした件数が41件というふうになっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ありがとうございます。次に聞こうとしていたところを、もうお答えくださったんですけれど、結局、このコロナの関係で変わったとことというのが、休業、以前は休業している人には小口資金だったんですけれど、今回、休業状態でなくても対象とするというふうに、私、調べたところありました。

本当に、この制度というのが、いい制度なんですけれど、私がコロナの関係で町内を走ったところ、この制度があること自体を知らない方が、ほとんどでありました。

桂川町には、生活困窮者を救済するための、この生活福祉資金貸付制度がありますけれど、ほとんどの町民は知りません。広く知っていただき、困ったときには利用していただくことが重要です。つきましては、当局として、住民の皆さんに周知を図る責務を果たしていただきたいと思

います。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

周知につきましては、現在、社会福祉協議会の社協だより「おおぞら」に掲載をしておりますし、健康福祉課におきまして、窓口のほうに御相談頂いた際は、随時、健康福祉課のほうから社会福祉協議会のほうへ御案内をしている状況でございます。

議員御指摘の、住民の方がまだ十分周知が行き渡っていないという御指摘でございますので、今後、社会福祉協議会のほうと打合せをさせていただきまして、ホームページ等へ掲載、周知等を図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 前向きに周知を図るというふうに理解いたしました。よろしくお願ひします。

次に、国民健康保険税の引下げについてであります。

国保の加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めております。貧困化で国保税を払えずにいる人が大勢いるのに、国が負担金を減らし続けてきたために、国保税は高騰しているのです。国庫支出金の増額を全国知事会と足並みをそろえ、市町村会を通じ、1兆円要求を出していただき、何としても町民の負担軽減を図るべく、均等税を廃止し、国保税の引下げを要求します。

ちなみに、平成29年度国民健康保険実態調査による平均所得を基にしたモデル世帯の国民健康保険税によると、桂川町の保険税は、この福岡県では3番目に高い保険税となっております。最下位の60番目との差は、実に1.39倍です。答弁を求めます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、基本的なところにつきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

国保税のことにつきましては、議員これまでも何度か御質問を頂きました。

本町の国保税が、県内で3番目に高いというのは、初めてお聞きしました。何か根拠があれば、教えていただきたいと思います。

現在の国保の運営につきましては、これまでも何度も申し上げてきましたように、いわゆる保険給付費と納付金、そういった関係で運営しているわけですけれども、現在の状況としましては、国保税の運営そのものは順調に進んでいるものと、そのように思っております。

国に対する要求につきましては、私ども全国町村会としましては、いわゆる国が約束した年間

3,400億円の公費の投入、これが確実に実施されるよう、いろんな場面を通じて、要求をしてきているところであります。

市と合わせて1兆円というのも、ちょっと私は、まだよく存じておりませんでしたので、今後、調べていきたいと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 担当課長、補足ありますか。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

国保税に関しましては、当時、累積赤字もありましたので、累積赤字を解消するというところで、国保税のほうを改正させていただいた経過がございます。

国保税につきましては、そこそこの財政の状況で賦課徴収をするということになっておりますので、一律、まだ県内均一の保険料ということにはなっておりませんので、そこそこの財政状況というところを勘案して、桂川町のほうでは賦課徴収をさせてもらっております。

その結果、今のところ黒字のほうに転換しております。このまま安定な状況が続いていけば、また今後のことは考えていきたいと思っておりますけれども、現在はこの国保税のままで運営していきたいと思っておりますので、御理解のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 町民の苦しみを一向に理解していらっしやらないということが、よく分かりました。もう少し町民の立場に立って、物事は考えてください。

国保の運営はうまくいっている、あなたたちはそう言われますけれど、実際に国保税を払っている人たちは、払えないでどんなに苦しい思いをしているか、そこに重きを置かないと、これは机上の空論であって、運営はうまくいっているからというようなことになって、いつまでたっても、町民の苦難を軽減することはできないと思います。

温度差がありますけれど、私はこの件につきましては、引き続き要求をしてまいりますので、この温度差が少しでも縮まり、町民の苦しみを軽減することを願っております。

次に、8050問題の支援体制と窓口設置についてです。

2018年1月に起きました、札幌市における親子の餓死事件は、記憶に残る悲しい事件でした。設計上、働くことが前提の中高年世代には、支援に入ろうにも、就労以外の選択肢が想定されてなく、8050世帯の問題は、制度の谷間に置かれているという難しさはありますが、そうした問題をも踏まえて、桂川町として支援体制を考えていらっしやるのであれば、お答えください。

○議長（原中 政廣君） 川野健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の、まず8050問題につきましては、80代の親が、収入のない社会的孤立状態にある50代の子と同居をして生活を支えているという問題でございます。背景にあるのは、ひきこもりかと思えます。

これは、40代、50代で、ひきこもり状態にある方への支援体制をどのように行っていくかということは、本町だけでなく、全国的な課題になっていると認識しております。

まず、本町の前に、国におきましては、今年度、無業状態にある人に対して就職支援を行う、地域若者サポートステーションという機関がございますけれども、こちらの対象年齢を39歳から49歳まで拡大し、支援に乗り出しております。

また、福岡県においても、福岡県精神保健福祉センター内に、ひきこもり地域支援センターが開設をされ、相談業務を行っております。

また、令和元年度から、生活困窮者自立支援制度に基づきます、自立相談支援機関におきまして、経済的困窮状態が明らかでない場合にありましても、ひきこもり状態がある方及びその御家族からの相談を受けることが可能となっております。

本町におきましては、健康福祉課内におきまして、3係、健康推進係、高齢者・女性係、福祉係が、3係が連携しながら、内容によっては他の課、それから、地域の要でございます民生委員さん、ほかの他の関係機関と連携をして、現在、対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 桂川町としては、あらゆる課と連携をもって、この問題に対して支援体制を整えているということであります。一人も取り残さない、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、悩み事の相談窓口等、設置できないでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

先ほど本町の状況を御説明しましたけれども、現状としては、まず、高齢者担当の地域包括支援センターの職員が、高齢者世帯に訪問した際に、こういったケースが分かることがございます。その場合に、精神保健担当でございます健康推進系の保健師のほうが同行訪問をしたり、もし障がいへの疑いがある場合につきましては、福祉系の職員を加えて、ひきこもり状態からの改善に努めておりますので、現在におきましては、健康福祉課内で対応できている状況だというふうに認識をしております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私が言っていることと、ちょっと違いますけれども、当局なりにそ

うという体制は取り、相談に乗っているというふうに理解します。

極力、この窓口というのを役所の中に設置していただければ、悩んでいて言葉に出せない人が、何となく役場に来て、そういう窓口を目にしたときに、話してみようかなという雰囲気になって、そして心のうちを打ち明けて、そして役所が、それに対する一人一人の対処ができると思います。

ちょっと考え方は違うかと思いますが、目標は一緒です。どうぞよろしく願いいたします。

次に、緊急通報システムの設置基準について、お尋ねいたします。

本町には、緊急通信システムというものがあります。この設置基準、利用料、申込みなど、また住民への周知はどのようになっているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

緊急通報システムにつきましては、桂川町緊急通報システム事業実施要綱を設置し、事業を行っております。対象者につきましては、単身で生活をしている、おおむね65歳以上の方で、健康上、特に注意を要する方及び重度障がい者で、緊急事態を自力で回避することができない方というふうになっております。

利用料につきましては、毎月の利用料は無料でございます。ただし、機器を設置する際に、所得に応じて御負担頂く場合がございます。

申込み方法につきましては、申請書を健康福祉課のほうに用意しておりますので、こちらに御記入を頂きまして、利用者の方の状況調査等を行いまして、設置のほうの決定を行っております。

周知につきましては、現在はホームページのほうに掲載をしております。また、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員が、高齢者世帯のほうに訪問等した際にですね、必要だというふうに思われる方がいらっしゃった場合は、御利用の御案内をさせていただいております。

参考までに、6月1日現在で、利用者につきましては、現在20人いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この設置基準といいますか、申し込まれる人の中に、こういう人ですと、単身の生活者であるとか、65歳以上であるとかいうふうなことをおっしゃったみたいですが、その中に注意を要する人、これは具体的にどういうことを指しているのでしょうか。そしたら、行かれた方の感覚でもってでしょうか。そこら辺が少し曖昧だと思います。もう少し具体的をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

健康上、特に注意を要する方ということでございますけども、これ、障がい者の方でも、緊急事態を自力で回避することができない方、共通になりますけども、基本的には、心臓疾患であるとか脳疾患によりまして、有事の際ですね、緊急時の際に、御自分で電話等できない、いった方がですね、この健康上、特に注意を要する方という形で設定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 明らかに病気と思われる人のことを、注意を要する人というふうにおっしゃっているように聞こえますけれど、健康というのはですね、若い人が考える健康と、高齢者の思っている健康とは違うと思うんですよ。80歳でも、見た目にはお元気そうだけれども、本当に元気かという、そうでないわけですよ。

やはり高齢者になると、日々の生活が不安なわけですよ。聞いてみますと、不安だ、不安だ、おっしゃるんですよ。何が不安かという、単身で生活をしているから、自分にもしものことがあったときに、発見が遅れると。やはり生への執着だと思います。これは当たり前のことです。

そう考えたときに、こういうふうな注意を要する人というような、そういう基準を設けず、ある一定、ここでは65歳とおっしゃいましたけれど、その65歳以上の方々には全員、この緊急通報システムという、この制度を利用させていただくように、検討をしていただきたいと思っております。

この周知の方法ですけど、ホームページがありました。ホームページというのは、ほとんどが若い方が利用されるんじゃないでしょうか。私が回っている桂川町でお年寄りの方で、そういうインターネットといいますか、そういうことをしておられる方は、ほとんどおられません。

もう少し利用できない人、社会的に弱い人がどういう状況にあるか、こういうことを把握して、せつかくある、この緊急通報システムを広く使っていただいて、高齢者の方が安心して生活できるようにしていただきたいと思っております。周知の方法、少し考え直してください、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申しました、現在はホームページでの掲載になっておりますが、今後につきましては、広報等でもですね、毎月ということではできませんけども、一定期間におきまして、広報等で周知をしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 前向きに検討していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） 次に、5番、大塚和佳君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5番、大塚です。一般質問通告書により質問いたします。

今回は、新型コロナウイルスの対策ということで、本来60分でしたけども、30分に短縮ということになりました。ただ、私もこの時期に質問をしなければいけないと思っておりまして、5点の質問事項を書いておりますが、質問に対して簡略、飛ばしたりするかもしれませんので、御了承頂きたいし、執行部のほうはですね、簡潔な御回答をお願いしたいと思います。

まず、1点目に、新型コロナウイルス対策の支援等についてでございます。

緊急対策の取組については評価いたしますが、5月13日に議員への説明後、新聞発表することでしたので、私は幾つかの問題点がありましたが、近隣の市町村が緊急対策を4月に発表しているの、まずは実施していくのが第一と考えました。

そこで、今回、この支援対策の問題点や内容の変更等が、議員への報告がなかったことや、今後の取組などについて質問していきます。

まず、町長にお聞きいたしますが、保育施設従事者、放課後児童クラブ職員に対する応援事業で、支給対象者が非正規職員で勤務日数20時間以上勤務する者としての、20時間以上として区切ったことについて質問しようと思っておりましたが、通告書にも書いておりますが、6月11日の文教厚生委員会の審議のときに、担当課長が5月28日に、20時間未満の方に対しては、1人1万5,000円支払うとの回答を受けました。

しかし、議会当初の6月9日の町長の行政報告もなく、支払うことに対して、よかったとは思いますが、なぜ報告されなかったのでしょうか。また、予算の範囲内であり、議会の報告は必要ないと思われたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

対策についての、いわゆる行政報告につきましては、主な内容ということで、まとめてさせていただきました。その中に、そのことが含まれていなかったということです。より細かにですね、報告をすればよかったかと思えますけれども、特に他意はございません。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） せっかくですね、桂川町で子育てに対してですね、これだけ支援をしていると、保育士の方たちの支援をしているということですね、ぜひ住民だけではなく、町長の行政報告を頂ければですね、別段広報なり、何かしら波及するものがあるのではないかと、思って、ここを質問いたしました。

次、産業振興課長にお聞きいたしますが、プレミアム商品券発行事業について、先ほど吉川議員が御発言ありましたので、商工会等で話をしているということでございますが、町長、今度は町長ですね、今回、プレミアム商品券の発行事業でですね、緊急性があるということで、5月13日のほうに議員に話がありましたけども、私は少なくとも緊急性があるのであれば、6月、悪くても7月からですね、この制度を実行していくべきではないかということで思っております。

特に、飯塚市が6月議会でですね、これ新聞に載っていたんですけども、提案されて、8月を目指すということで、はっきりとですね、新聞に報道されてあるんですよ。

それで、今現在、課長の発言ではですね、まだはっきり分かっていないということで、私はいつもの、緊急性がなく、いつものプレミアム商品券ではないかなというふうに思っております。

過去を調べますと、平成28年から平成30年は、7月に広報に載せられて、9月1日からの取組と、発券ということでございましたので、本当に緊急性があったのかなということで、ちょっとどう思われているかと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 緊急性というのは、全体的なですね、取組として、そういう表現を使ったと思います。

まして、どう言いますか、プレミアム付商品券につきましては、これは実施主体はですね、商工会になるわけですよ。町はそれを補助するわけですけども、ですから、先ほどの議論にもありましたけれども、商工会との協議、これはもう欠かせないわけです。その点は、ぜひ御理解願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そこら辺は分かりますけど、5月13日ということですね、こういうふうに発表されるのであれば、私とすれば商工会と、その辺の話はしてあるということでございますけど、課長の発言ではですね、まだ決定していないと。今、6月の、今日15日ですかね。それで、もう7月に載せるということで、それなりのことが発表していただけないと、やはり住民の方たちには、いつだろうかというふうなことで思っていると思いますので、今回質問させていただきました。

次、中小企業の事業継続支援事業を計画されておりますが、議員の説明ではですね、前年同月等と比較しているということで書いてありましたけども、次の日の新聞記事には、4月、5月というふうに、ちゃんとその月を書いてありました。

私どもも議員で、やはりそこら辺の質問等がありましたけども、なぜ4月、5月と確実に、私どもの説明のときにも、それ言っただけならば、もしかしたら3月に対処、コロナウイルスはもう2月頃からずっといろいろ波及してきましたので、3月の方、もしかしたらあるかもしれま

せん。

そこら辺で、私どもの説明がないときに、新聞の記者から質問されたかもしれませんが、そこら辺がどう考えてあるのかなということをお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 質問にお答えします。

まず、最初におわびを申し上げておきます。申し訳ございませんでした。全員協議会のときにですね、私のほうが説明が漏れておりました。

4月、5月の売上げを算定の根拠にしました理由ですが、これは、4月、5月は緊急事態宣言が発令されまして、全国的に経済活動が最も委縮した時期でありまして、また本町におきましても、4月15日に感染者の方が判明したということがございまして、3月以前に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所は、4、5月につきましても、3月以前と同程度、あるいはそれ以上に売上げ等に影響を受けたと考えまして、4月、5月を対象にしたものでございます。

5月13日の全員協議会の説明の際に、前年度同月等と比較してというふうに説明しておりましたが、この前に、令和2年4月もしくは5月の売上高等が、前年同月のというふうにレジュメのほうにも記載すべきでありましたし、私のほうで説明するべきであったところを漏らしておりました。申し訳ございませんでした。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） やはり議員としてですね、住民の方たちに説明せないかと。次の日の新聞で、ころっと全然内容が違ってくるようになりますので、やはりそこら辺はですね、すぐ報告をしていただければよかったかなと思います。

次に、本議会の当初に、柴田議員が質問されましたけど、同じようになりますが、今回の支援事業の対象になる事業所数は、どのくらいあるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 御質問にお答えいたします。

今年の2月に実施いたしました、経済センサスの基礎調査の結果からですね、町内で現在活動している事業所が約380件、このうちの200件が対象であるというふうに推計いたしまして、予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長に質問いたしますが、議員の説明でですね、住民の方たちは、紙には書いていなかったんですけど、私どもの説明では、1事業所20万円の200件で4,000万を計画されておりますが、産業振興課、今、課長がですね、380件ということで

ありますが、先ほど吉川議員の質問で回答された、今、6月11日現在、188件、もうあと12件で200件になりますけど、その後ですね、申請される方が、200件以上で250件、300件なったときの対応は、どのように考えてあるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど課長が説明しましたように、この200件というのは、あくまでも推計ということで設定をいたしました。前回の質問のときにもお答えしたと思いますけれども、いわゆる持続化給付金という形でのやり方は、いろんな形があると思います。一律に交付しているところもありますけれども、本町の場合には、本当に困ってある方に届くようにということで、こういう措置を取ったところです。

最終的には、件数の見込みというのは、正直申し上げまして、私が予測していたよりも、件数が多く出されているという気がしております。計画している予算を超えて、しかも、その申請された内容が要件に該当するというのであれば、これはやはり支給をするということを前提として、対応を考えていきたいと思っております。

その場合には、また改めて補正予算等の必要が出てくるのではないかと、そのように考えているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） そこら辺が対象になられれば、申請していただければですね、対象になるということで、ほっとしましたけども、やはりまだ周知、後でまた質問いたしますけど、まだ周知等がですね、分かっておられない方もおられると思いますので、申請される方がですね、スムーズな支給ができるように、また件数、380件ということで対象があるかもしれないということでございましたけども、何百になるか分かりませんが、そこら辺はぜひですね、対象にいただければと思います。

次に、社会教育課長に質問いたしますが、図書消毒機を購入というふうに書いてありましたけど、どのように使用してですね、1回に何冊消毒し、消毒できる時間と、購入後のメリットとデメリットを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原田社会教育課長。

○社会教育課長（原田 紀昭君） 御質問にお答えします。

まず最初に、図書消毒機については、紫外線によって本を消毒するものであります。図書消毒機の購入に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止を行う上で、最優先に図書を介しての接触感染を防いでいくということに加えて、インフルエンザ等のほかの感染防止につながるものとして判断したものでございます。

図書消毒機につきましては、本日より利用を開始しております。

それでは、使用方法について御説明申し上げます。

まず、貸出し時に、利用者自身で消毒機に入れていただく。そしてまた、返却された本については、司書が随時、消毒機で消毒した後、配架していくものでございます。

また、消毒機は、1回30秒で6冊入れることができます。

次に、メリットにつきましては、4つあると考えております。

1つは、利用者が自分で使用することによって、消毒されていくのが見えるので、利用者の安心につながる。2つ目は、消毒機を使用することで、返却当日に配架できる。3つ目は、現在、返却本は、消毒液で本の外側を拭き、除菌しているのですが、消毒機を使用することによって、手作業で行わなくてよくなる。4つ目には、本を消毒するということによって、本を大切に扱うという習慣づけにも役立つと考えますし、子供も大人も本を大切にするという心が育つものと思っております。

デメリットにつきましては、利用者が消毒機を利用する手間が生じることだと考えております。以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、図書館でですね、桂川町図書館で、昨年度で一番多い、1日の貸出し冊数と返却冊数を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原田課長。

○社会教育課長（原田 紀昭君） 御質問にお答えします。

町立図書館では、昨年度一番多いときで、貸出しが568冊、返却が782冊となっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、感染予防策としてですね、図書消毒機を町立図書館と学校3校に設置するとして、1台100万円を4台購入されていますが、飯塚市や嘉麻市、また福岡市立図書館とかいろいろな図書館がありますが、県内ではこのような図書消毒機を購入されたところがあるでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原田課長。

○社会教育課長（原田 紀昭君） 御質問にお答えします。

現在、県内では、本町を含めまして、18の図書館に設置されております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、町長にお聞きしますが、私の経験上ですね、いつも消毒機に1回6冊ということを通してですね、また全ての図書を、その時間をかけてですね、6秒というふうに言われますけど、入れる手間とか考えたときですね、それがずうっとできるものかということが、まず1点。

それと、あと、議員に説明があった5月13日の翌日の5月14日付で、公益社団法人日本図書館協会から、図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが出され、資料へのウイルス付着に関する対策については、現時点で、オーストリア図書館協会などをはじめとする海外の関係団体が公表している情報において、返却後の資料を一定期間保管、隔離したり、返却そのものを延期したりすることを推奨する例が見られるため、これらを参考にすることが考えられるとされております。

町が議員に説明した時期と1日しか変わりませんが、県立図書館などですね、聞いておけば、本町に緊急すべきだったかどうかということをおもいますし、400万円も使ってですね、購入すべきだったかな。

町立図書館の年間図書購入予算は500万ですけども、そういうふうな費用対効果といえますか、どうだろうかということで、ちょっと御質問いたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員が今言われました、いわゆる日本図書館協会のガイドラインというのは、これは多分あくまでも、今回のコロナウイルスの対策としてそういう、私も専門的なことはよく分かりませんが、コロナウイルスが死滅するまでの期間というような形で、3日間という数字が出ているものと思っております。

私、先ほど担当課長が言いますように、この消毒機を使用すれば、3日間待たずに、その日のうちにまた貸出しが可能となってきます。基本的に、公立の図書館であれば、誰がその本を借りて行って、どういう状態で返したのかというのが分かりません。

そういったことで、より安全に、そしてまた安心して使える、利用できる、そういうことを考えますと、今回のこの図書消毒機の購入というのは、非常に有効な策であると思っております。いわゆるコロナウイルス対策だけではなくて、いろんな形での、そういう消毒機が活用できますので、消毒機として活用できますので、有効な方法だと、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 有効だということでお話頂きましたけども、この図書の消毒機を使わない図書館はですね、安全な対策をしていないんじゃない、ちいうふうな言い方も取れますし、私も何日か前、図書館に行きましたけど、5月中旬頃からですね、その対策をしないで、今

日入ってきた、その1か月間ぐらい対策をしなかったということで捉えられますけども、そこら辺の考え方どうなんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この図書消毒機の購入についてはですね、図書館のほうからの、そういう提案もありましたけれども、本町としては非常に迅速に対応できたと考えております。それでも、機械の調達ということに時間を要したということでもあります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も図書館担当しておりましたから、実質的にですね、ここら辺がどうかというのを、考え方の違いかもしれませんが、今からその図書、備品になりますので、学校を含めたところで、その備品をですね、ちゃんと言われたようにしきるか、私はちょっと、かなというふうに思っております。

また、緊急支援対策について、全体的に言えることですが、申請が必要な事業の受付締切りが、住民の方に配った紙には書いてありませんでした。先ほど質問しました、中小企業の事業継続支援事業については、通告書に書いておりましたので、6月12日の金曜日に役場のホームページに、6月30日までというふうに括弧をしてですね、分かりやすくアップをされておりましたけども、全ての事業者の方がですね、ホームページを見るとは限りませんし、別の事業、ほかにも幾つかあるんですけども、締切日が書いておりませんので、何らかの手だてをしていただければと思っています。

次、行きます。

全国的に飯塚市や嘉麻市など、4月に緊急対策を発表されましたが、なぜ5月13日になったのでしょうか。第1次新型コロナウイルス感染症対策対応の地方創生臨時交付金が、5月1日に通知があったとのことですが、その交付金の決定をもってですね、桂川町の緊急支援策を決定されたのではないかなというふうな受け取り方がありますので、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

先ほど申されましたように、5月の1日に、国の地方創生臨時交付金の内定がありました。本町も、その以前からいろいろと協議はしていたわけですが、この内定の通知を受けて、より具体的に計画を立てたところでもあります。

そういった時期等、それから議会のほうからも、町の取組について報告をしてほしいという連絡がございました。そのときに、じゃあ具体的な日にちをどうしましょうかという中で、5月の13日に、日程の調整ができたものであります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 議員としてはですね、4月17日の午前10時までに質問事項を出してくれというふうに議会事務局から提案されまして、4月13日に全員協議会も開催してですね、執行部も入っていただきましたけども、議員の考え方は、早急に対応してくれというふうなことで、4月中に何らかの対策を、私はしていただけるものと思っておりましてけども、また町民の方々からですね、桂川町の緊急支援策はないのかと。

ずうっと、ちょうど12時のNHKのニュースのところにテロップで、ずうっと緊急支援策がテロップで流れていたんですけど、やはり桂川町がなぜ4月中ちいうか、5月連休すぐ明けて、しなかったんだろうかということですね、なぜ5月13日になったんかなちいうふうな気持ちがあります。

そこら辺は、今、町長、書いてありましたがですね、私の気持ちちいうのは、やはりほかの市町村で緊急的にされてあるのであれば、ほかの市町村はいろんな財政調整基金なりを使ってしてありますので、今回だけはですね、やはり国の交付金ではなくて、町独自で何かしら、2,000万ぐらいプラスあるとはなっていますけど、やはり何がしか早く出していただきたかったなと思います。

質問ではありませんが、感染症対策の支援事業として、全町民に1人10枚マスクを配布するとして、配布用として120万、組まれておりましたけども、先ほど言いました4月23日の全員協議会には、私の聞いたところで間違いがあるかもしれませんが、約17万枚あると報告されていたと思います。

私は、マスクはですね、4月中にはですね、配布されたらいいなと思っておりましてけど、自宅に届いたのは5月中旬でした。住民の方たちは、私、先ほど言いましたように、4月中にもらってあったらですね、大変喜ばれたかもしれませんが、5月中旬ということですね、ちょっと遅いんじゃないかと。

私、今、隣組長しておりますので、広報「けいせん」とかですね、結構分厚い冊子が来ますけど、区長さんはこうして配布していただければですね、早く住民の方に、手元に届けられるのではないかなということですね、思っております。

また、これはお願いですが、第1次支援策の支援額は万単位で、交付金の額は円単位、そして一番必要な財源内訳の記入がありませんでした。私も見よって、よく分からなかったんですね。第2次支援策の説明ではですね、単位の統一と財源内訳、どっから来ておるか、ちゃんと入りと出をちゃんと分かるようにですね、書いていただきたいと思います。

次、行きます。

○議長（原中 政廣君） ここでですね、暫時休憩といたします。再開は11時20分です。よろしくお願いいたします。暫時休憩。

午前11時06分休憩

午前11時19分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、会議を開きます。

大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今後の対策について質問をしていきます。

医療施設や福祉施設等の施設や、その関係者への支援についてでございますが、日夜対応をさせていただいておりますので、今後、何がしか考えてあることがあるでしょうか。お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在の段階では、具体的なことはございません。ただ、国のほうでもですね、この医療従事者や介護施設、そういったことについての、いわゆる慰労金という形での予算化がされているようです。今後につきましては、また検討をしていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 検討ということでございますけど、医療関係者、福祉関係者から、なぜ桂川はないんだというふうな御質問はなかったでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 一部そういう話はお聞きしました。私は直接ではありません。担当課か、そういう話があるということはお聞きしました。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ぜひ国がするのと別にでも、やはり町でこんだけのことをプラスアルファしていると、迷惑はかけ……。皆さん方、やはり命を守るためにしていただいておりますので、そこら辺はぜひ考えてください。

次に、特別定額給付金の対象外ということ、4月27日現在の人までは対象にできますけど、それ以外の生まれた方なりですね、をどう考えてあるかをお知らせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のように、他の自治体におきましては、そういったところもあるようです。いわゆる4月の27日が基準日になっておりますので、それ以降に生まれた赤ちゃんについて、お祝いのお気持ちも含めて支給するということがあります。現在の時点では、具体的な計画はございませんが、今後の状況の中で、そういったことも一つ考えていく必要があるのではないかとお思っておりますが、ただ、先ほど申し上げますように、やっぱり財源が必要ですから、もう全て満遍な

くお金を出すということにはならない、そのことは御理解願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 全て満遍なくということでございますけど、また、先ほど言いましたが、多少の相当大きいですね、ああいうのが本当に必要だったかどうかちゅうのがやはり言われたら、そういうふうには言わざるを得ませんので、ぜひ検討をしていただきたいと思いますし、役場関係や臨時の方たちがコロナウイルスの関係で、やはりこうすると、やはり賃金とかもらっておられなかったがありますので、質問等、前回は全員協議会の中で質問されたと思いますが、今回どういうふうを考えてあるかなということでお知らせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと申し訳ございません。ちょっと質問の趣旨が分からなかったんですけど。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町が雇っているですね、臨時職員で、給食調理員さんとかがおられて、コロナウイルスのためにもう来なくていいというふうなことを言われた方もおられますし、体育館でコーチ謝礼払って、3月、4月来る予定の方たちもおられますので、その方たちの補償はどうかできないかということで前回質問をしましたけども、国のことを検討を見てすることでございましたので、そこら辺どう考えてあるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、お答えの中の1点目でございますが、臨時職員として当時勤務をいただいております給食調理員の方でございます。この給食調理員の方たちにつきましては、これは、国及び県からの学校の一斉休業要請がされたことを受けまして、本町においても、3月3日から23日まで臨時休業といたしたことでございますけども、そこで当然学校があっていませんので、給食調理業務がなくなり、無給となった9名の臨時職員の方に、これは労働基準法の第26条の規定にございますけども、休業手当として給料の60%の支給をですね、させていただいているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応検討していただきたいということで。

次、第2次支援策について質問いたしますが、私が考えるのは、奨学金とかですね、農業、奨学金をもらっている学生さんとか、農業者の方、会社の売上が落ち込んで、給料が減額査定より下がった方とか、いろいろな方たちがおられると思いますけども、何か今現在考えていることがあれば、教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在の段階で、公表できる内容のものはございません。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） いろいろな対策を市町村が考えてありますので、各町独自でされていると思いますが、やはり満遍なく、難しいかもしれませんが、そこら辺は、ぜひ満遍なくなり、住民の方がこれだったらありがたいなと思うような施策をしていただきたいと思います。

次、オンライン授業の取組についてでございます。

新型コロナウイルスのために、いろいろな取組をされておられますけども、学校でですね、一斉休校が要請されましたので、学校教育課長が、質問いたしますが、学校でオンライン授業でできるタブレットとか、パソコンとか、そんなので教えていただければと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 平井学校教育課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えいたします。

小学校と中学校のパソコン教室で現在設置しておりますのは、パソコンが94台、タブレット19台でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、少ししかないということでございますけども、今度、教育委員会としてですね、今現在の持ち物の台数とかありましたけども、今回、小学校5年、6年と中学校1年生がタブレット、9月には全子供たちのタブレットがそろうということで説明を受けましたけども、今までの質問でですね、タブレット等ができて、先生の方たちの関係もあるので、そこら辺は分かっておりますけども、あえて今後どのようにしていったらいいかちゅうのを、教育長にお聞きいたします。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 御質問にお答えいたします。

本年度から順次実施をされております学習指導要領におきましては、情報活用能力、これを言語能力と同等に、学習の基礎となる資質能力と位置づけ、学校のICT環境整備と、ICTを活用した学習活動の充実が求められているところでございます。

このような状況下におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために学校を臨時休業をした折に、国・県及び官民の教育団体等がオンラインによる動画や問題集等を配信をし、休業中の児童生徒の学びの保障のための取組を行ったところでございます。こうしたオンラインによる学習の環境整備は、通常の教育活動だけではなく、緊急時、災害時においても、学びを保障する一つの手段だと思っております。教育委員会といたしましても、オンラインによる学習は、

校内で十分に活用をできるものと認識しておりますとともに、校外での学習にも効果的であると
考えております。そのためにも、文部科学省の施策であるG I G Aスクール構想の実現に向けて、
本町におきましても、校内のネットワーク整備や、児童生徒へのタブレット端末配備に早急に取り
組んでおります。

そこで、せんだっての3月議会におきましては、校内ネットワーク環境整備の補正予算の議決
をいただいております。さらに、本6月議会におきましては、児童生徒210名分のタブレット
端末配備の補正予算の議決をお願いをしているところでございます。また今年度中には、残りの
児童生徒分のタブレット端末配備のための予算措置をお願いすることとなります。

以上であります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、予算についてはですね、町長にお聞きせざるを得ませんの
で、国の補助金で9月にはそろうということがございますけども、その中で、先生の分には対象
にならないとかですね、その他いろいろなことで、ハード面で予算が要るかと思えますけども、
そこら辺で準備していくのにはですね、町長にお考えをお聞きしたいと思えますが。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

国が提唱していますG I G Aスクール構想、この実現に向けて、本町としても取り組んでいく
方針です。いわゆる今、ハード面における予算措置ということではありますけれども、いわゆる
学校でそういった活動が充分できる体制、これは取らなければいけない、そのように考えており
ます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、準備していただけるとのことでございますけども、今回終
息に向かっておりますけど、また再度発生した場合ですね、自宅でネット環境がない子供たちが、
やはり授業を受けるためには、ネット環境が必要だと思います。いろいろなソフトな面で考えて
これですけども、補助金があれば対応していただけるかもしれませんが、補助金がない場合でも、
町はどう考えてあるかなというのをちょっとお聞きいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） このコロナウイルスの関係で、オンラインという言葉をよく使われるよ
うになりました。現実問題としてはですね、私もいろんな会議の中で、オンラインを通しての会
議に出席したことがありますけれども、結構なかなか難しいんですよ。非常に相当な機械器具
が備えてあっても、テレビで見るようにスムーズに作動するのは、非常に時間がかかると思いま
す。ですから、オンラインができるにも、それを目標としていくことは、これはもう間違いない

わけですが、早急にということがですね、むしろ学校における事前の学習、そういったものがやっぱり求められると思いますので、そういったことも含めて、教育委員会あるいは学校現場との協議をしながら考えていきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 学校のほうがちゃんと取組できれば、予算づけしていただけるといふふうには、私、回答を受けましたので、ぜひ学校の方もですね、取組をお願いしたいと思います。

また、新型コロナウイルスの対策ですね、考えていただきたいのが、除菌など、いろんな教室の除菌とか、人手が、先生方は普通の授業でいっぱいなのに、除菌とか、私たちが目に見えないようなことをされてありますので、学校の意見を聞きながらですね、臨時職員とか雇っていただければなというふうな思いであります。

また次に、児童生徒は、夏休みが短縮して授業をするということでございますけれども、執行部の理解では、エアコンは設置いたしましたけれども、今日も暑いですし、今からも暑い日が続くと思いますので、エアコンの電気代とかですね、そこら辺は気にせず、やはりクラスを担当してある先生方の理解によってですね、熱中症対策としてですね、子供たちの命を守る対策として、そこら辺はですね、執行部のほうもちゃんと教育委員会のほうに話していただきながら、対策をしていただければと思います。

次、行きます。

次、3点目はですね、新型コロナウイルス対策を含めた職員の災害対応と地域防災についてでございます。

職員研修等、私が6月議会で毎年聞いておりましたけれども、6月11日から梅雨に入りまして、今から台風、大雨、いろいろ出てきますけれども、実施したのがあればですね、その内容、していないならば、その内容、理由等を説明していただければと思いますが、今からちょっと読んでいきます。

役場内職員の庁舎での避難訓練について。これ通告書上がっていますので、まとめて質問をいたします。

AED自動体外除細動器の訓練時期と回数及び受講人数について。

3点目は、災害に対しての図上訓練の内容、回数と受験人数について。

4、地域防災計画にある災害時の配備体制について。

5、桂川町災害時職員対応行動マニュアルを使つての研修内容と、支援物資の取組と、危険箇所について。

あと、先ほど吉川議員が言われましたけれども、避難所の運営についてですね。今までと違った

コロナの対応がされるのではないかと考えています。陽性者の対策。

あと、災害等の対応と地域防災についてということで、通告書にありまして、今ばつと読ませていただきましたので、総務課長、最後に、町長が今後どうしていくかというのを御回答いただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） それでは、ただいま申されましたように、続けて各項目、御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の役場内職員の庁舎での避難訓練ということでございますが、これは、前年度に関しては、実施はいたしておりません。直近では、庁舎内の避難訓練は、平成25年度に実施をいたしましたところでございます。当時の参加人数は約20人ということでございます。

それから、2点目のAEDの訓練時期と回数及び受講人数についてでございます。これにつきましては、AEDの訓練につきましては、平成29年7月に、10施設の入替えを行った際に、各施設の職員が納入業者から取扱いの説明を受けています。役場につきましては、総務課及び住民課の職員が説明を受けたところでございます。

それから、3点目の災害に対しての図上訓練の内容、回数と受講人数についてでございます。昨年度の実施はございません。直近では、平成29年11月に、災害応急対応高度化研修として実施をいたしております。この研修は、市町村防災研修事業を活用したもので、内容は、頭上のシミュレーション訓練で、大地震発生直後の初動対応などについて、職員、消防団、消防署員等が研修を行っております。41人が参加をいたしております。また、自主防災組織の方や他の自治体の方も、この訓練につきましては、見学をいただいております。

それから、4点目の地域防災計画にある災害時の配備体制についてでございます。御質問の配備体制につきましては、毎年開催いたしております桂川町防災会議を経た後、課長会を通じ、本町の水防計画書の説明及び配付を行っております。

あわせて、各職員への災害時の配備体制や役割等につきましても、この機会を通しまして、周知徹底を促しているところでございます。

ちなみに、風水害時の配備体制につきましては、地域防災計画の中にも明記いたしておりますとおり、第1配備から第4配備になっております。特に、第3配備になれば、職員の2分の1、第4配備になれば、もう全職員による配備体制となっております。

なお、今月末に予定いたしております自主防災区連絡会においても、災害時の対応や対策本部との連携などについて協議を行い、備えを行っていきたいというふうに考えております。

5点目の桂川町災害時職員行動マニュアルを使つての研修等についてでございます。

まず、研修内容につきましては、本マニュアルの初版発行が、これは平成19年8月に発行されておりますが、その再版として平成27年4月にリニューアルし、作成をいたしたところでございます。当然作成と併せまして、全職員にも内容の説明、そして、配付を行っておるところでございます。

そして、当マニュアルの活用におきましては、過去でいいますと、先ほど説明しました、平成29年度の頭上研修時にこのマニュアルを活用いたしましたし、本年度、これは予算計上いたしております桂川町総合防災訓練の中におきましても、このマニュアルを活用して訓練を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

支援物資の取扱いと危険箇所の理解についてでございます。支援物資との取扱いにつきましては、本年3月に、桂川町災害時受援計画を策定し、各課に配付を行ったところでございます。大規模災害などの発生に備え、外部からの人的あるいは物的支援の受入れ手順や、受援体制を具体的に定めたものであり、地域防災計画と併せて、この計画も活用していきたいと思っておるところでございます。

また、町内危険箇所の告知にいたしましては、平成31年3月に、それまで27年3月に策定をいたしておりました桂川町ハザードマップをリニューアルいたしまして、町内全世帯に配布、あわせて、町のホームページにもアップをして告知を行っているところでございます。

それから、次の避難所の運営についてでございます。避難所の運営につきましては、地域防災計画や桂川町避難所マニュアルに加え、本年6月に作成をいたしました新型コロナウイルス感染症対策版の避難所運営マニュアルにより設営・運営に当たりたいと思っております。今月末には、各施設の担当者等にもこのマニュアルの説明をし、しっかりと対応ができるように、構築をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、要支援者の対策についてでございます。要支援者対策といたしましては、こちらのほうも地域防災計画にのっとり、福祉所管課や関係団体等との協力を得て、要支援者名簿の作成を毎年行っております。また、毎年、区長会を通しまして、区長さんに所管となる行政区の名簿を配付をいたしまして、民生委員さんと併せて、平時からの見守りや災害時の支援にそれぞれ活用をしているところでございます。

それから、次、災害時の対応と地域防災について、今までの取組についてというところも多分質問の内容だったと思いますので、お答えさせていただきたいと思っております。

災害対応につきましては、基本的には、地域防災計画に基づき、対応をしてまいったところでございます。近年では、平成29年の九州北部豪雨、それから、平成30年の西日本豪雨など、毎年のように全国のどこかで大きな災害が発生をいたしております。2年前の西日本豪雨では、本町におきましては人的被害はありませんでしたが、ため池の堤体の一部崩壊、土砂崩れや道路

冠水など、多数の被害が発生をいたしたところでございます。その際には、国や県の防災機関や消防団、警察、自主防災区をはじめとした様々な組織・団体の方々と協力を行いまして、対策本部として対応を行ってきたところでございます。

また、住民への避難の告知の安全確保のため、防災無線や防災メール、自主防災区の方々による避難勧告、避難指示等も発令し、多数の避難者、このときの避難者は167世帯319人でしたが、町内各指定避難所におきまして受入れを行い、運営を当たったところでございます。

また、その教訓を生かすために、災害が落ち着いた後に、当時、全管理職を集めまして総括会議を行い、意見の集約等を行い、次の万事に備えるという取組も行ったところでございます。

以上、雑駁な回答ではございますが、終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今、総務課長がいろいろ対応等を話していただきましたけれども、現在の状況と、今後どういうふうに取り組んでいくかというのを、ちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思いますけど、その前に、今のようやり方で、議員の本当の質問の趣旨が通っているのかどうか、非常に疑問です。項目を上げているから、その項目について説明せよということは、ちょっと今後は受け付けかねると思っておりますので、よろしくをお願いします。

現状として、あるいは、今後の対策ということで御質問ですけれども、先ほど総務課長のほうからも話がありましたように、やはり自然災害とコロナウイルス、この2つの大きな災害、それから、そういったものを念頭に置いた取組が必要になると思っております。いろんな形で災害対策を進めておりますけれども、これまでにない一歩進んだ対応をですね、迫られている、そのことを認識しながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） こういう質問は受け付けかねるということでございますけども、これは、毎年、私が議員になって、同じようなことずっと回答をお願いしてきましたけども、特に役場内の避難訓練とか、AEDとか、やっぱりすぐある可能性があるのをしていないと。してあるのであれば、したということをお聞きしたかったんですけども、同じようなことをずっと毎年聞いておりますので、受け付けかねないということでございますけども、それであれば、この中の一つでも、職員がこんだけしましたというふうなことを私は回答をしていただきたいと思いますし、平成29年度からずっとそういうような話ばかりでございましたので、やはり年度で

幾つかでも、ここをですね、クリアしていこうというふうな話も、私はしたいと思います。

次、行きます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君、いいですか。いいですか。今、町長から答弁ありましたように、この問題はですね、議運等でですね、さらにですね、きちっと諮って、質問内容とですね、答弁内容についてですね、精査させてください。私もですね、議場、中で、今ですね、対応について、町長の答弁も含めて、どちらが正しいかちゅうような判断つきかねますので、これを議運を通じて、どのような方向性で今後やっていくかというのは、精査したいと思います。

どうぞ。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、4番の待機児童に、対策についてでございますが、前年度ですね、待機児童対策ということで私いろいろ質問してきましたけども、採用予定者が3人で、1人受験で、1人採用ということでございましたけども、子育て支援課長にですね、お聞きしますが、待機児童、今現在何名でしょうか。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 御質問にお答えいたします。

現在、9月までの保育所・幼稚園等の入所利用調整、決定を行っているところでございますが、本日6月16日現在で、4名の方が未決定、待機の状態となっております。内訳につきましては、0歳児が2名、3歳児が1名、5歳児1名の4名でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） まだ待機児童がおられるということでございますけども、過去5年間で保育士の受験要件についてお聞きします。総務課長、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 御質問にお答えしたいと思います。

過去5年間ということですので、平成27年度から令和元年度までに実施した保育士の受験要件についてお答えしたいと思います。まず、この5年間の中で、平成28年度は、採用試験は実施はいたしておりません。残り4か年については、年齢要件につきましては全て25歳までで、受験資格は、現に保育士の資格を有してあるか、採用時まで取得見込みの方といたしたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 過去5年で受験者数と合格者数を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの質問にお答えします。

平成27年度は受験者数7名、合格者数3名、29年度は受験者数2名、合格者1名、30年度は受験者数3名、合格者1名、令和元年度は受験者数1名、合格者数1名でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、保育士の年代別の年齢構成を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 年齢構成でございますが、本年4月1日付ということでお答えをさせていただきますと思います。なお、この職員の中には再任用職員1名おりますので、そちらのほうも含む数値ということでお願いしたいと思います。まず、20歳台7人、30歳台3人、40歳台2人、60歳台1人、ここ再任用でございます。合計13人でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、町長にお聞きしますが、3月議会の回答でですね、年齢構成を考えて採用試験行っているということでございますけども、今、総務課長がお話ありましたように、大変20代が7名、30代が3名、40代が2名、60代が再任用で13名。何かこう、年齢構成を考えた採用をされてあるんかと思っておりますけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘のように、年齢構成はもちろん考えております。ただ、こちらが思っているような形での応募があるかどうかというのは、これはまた別問題かと思っています。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の回答では、応募があるかどうかということで、私、ここで前回は質問をしましたが、応募要件が25歳未満とずっと言って、そしたら、30歳とか、そういうふうなら受けられることがないと思いますので、ここでお願いしたいのは、やはり40歳とか、3月も言いましたけど、40歳とか経験のある方など、受験の機会を増やしていただければ、50歳でもいいですよ。それで、受験の機会を増やしていただければ、採用をする方が1人か2人でも、やはり受験する人が10名、20名、結構前までは何十名ということもおられましたので、ぜひそこら辺はですね、していただきたいと思っております。

それで、現在、待機児童がおられますけども、待機児童がおられるのも、退職された保育士が臨時保育士の約3分の1ほどおられるんですよ。後輩のために頑張ろうということで来ておられますので、そこら辺も、今の待機児童ちょっとおられますけど、その方たちがおられなければ、待機児童10人、もしかしたら20人とか増えてくる可能性がありますし、課長の話では、今から10月、11月とか、そこら辺のことはどうなるか分かりませんので、ぜひですね、今回、私も採用の通知に権限はありませんけど、もし採用されるときにはですね、年齢要件を上げていただければと思います。

次、5点目。南と駅舎についてでございますが、もう時間がありませんので、駅南側の駐車場等の説明がない理由についてでございますが、今年度予算59億3,800万で、今回の駅周辺の工事については約6億3,000万で、1割を超す費用がありましたけども、何も説明がないんですよ。それで、総務経済建設委員会には説明があっているかもしれませんけども、そこら辺、説明はしないで工事を進められておられますが、町長、どうお考えなんですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

桂川駅南側の駐車場等の整備についての経過ですけれども、桂川駅南側に、利便性の向上を図るために、交通広場を整備しようという計画でスタートしております。当然のことながら、この交通広場という表現の中には、駐車場として整備できるものと、そのように理解をしておりました。

しかしながら、国の補助事業では、駐車場を整備することには条件があるということが分かりました。駐車場として整備した場合、駐車料金が無料であれば、補助の対象になるが、有料ならならぬということ、また、有料でも駐車場の管理費を大幅に超えない範囲であれば、対象にはなるけれども、補助率が4分の1になるということでした。私としましては、大幅に超えないという表現があるわけですけれども、この大幅がどれくらいのものなのかというのは、現在でもまだ疑問に思っていますが、明確な回答はいただいております。担当課のほうでは、この事業推進のために、交通広場の公園化や緑地化という、そういったことを話していく途中で、委員会等で話が出されたものと聞いております。

町としましては、駅南側からの利用者が増加することは予想されることから、いわゆるパーク・アンド・ライドとしての利便性の向上を図るためにも、駐車場を整備することが重要であると考えています。駐車場の運営や管理などを考慮すると、有料の駐車場として整備することが望ましいと考えておりますが、補助の対象にならないことから、計画の変更について、今、県を通じ、国と協議をしているところです。コロナウイルスとの対応もありまして、この協議に時間がかかっているのが現状です。ですから、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ちょっと回答ちょうか、質問をしたいんですけど、次の今後の計画についてですね、今年度予算の1割以上の工事に対して、6月議会当初の行政報告もありませんでしたけども、行政報告より現在の進捗状況など、今言われたようなことも少し触れていただければよかったんじゃないかなと思っておりますが、今後どのように説明していかれる、まあ住民なり議員に説明していかれる予定でしょうか。町長、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 質問は町長ですか。

○議員（5番 大塚 和佳君） 町長に。はい。住民に向けてです。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっとその前に、担当課長のほうから少し補足をしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 今後の計画ということでございますが、駐車場の話が町長、今、答弁されました。それにつきましては今協議中で、固まり次第、また御報告したいと思っております。

それと、前回の3月議会でも申しましたけど、接続道路の分につきましては、図面で示してほしいという柴田議員からの御要望もありましたので、それも併せて御説明できる段階になりました、したいと思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうからは、そういった状況になればですね、議会への報告も当然ですけども、また広報等を通じて、町民の皆さんにもお知らせしていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） いろいろそちらの都合もあるかもしれませんが、私とすれば、1割以上も本年度予算使って、やっぱり行政報告に進捗状況ぐらいは、やっぱり報告するべきだと思います。いろいろな、時間も本当限られておりますので、意見は言いませんけど、執行部が考えてあることを議員にやはり話していただかんと、やはり議員は住民の方から聞かれるわけですよ、どげんなりよっと。ということで、ぜひですね、お願いしたいと思いますし、来年3月に完成することを思いますけども、また、新型コロナウイルスが早く終息するように、また、私も30分しか時間がありませんでしたので、本当聞きづらかったかもしれませんが、一応私の質問をこれで終わります。

.....
○議長（原中 政廣君） それでは、4番、杉村明彦君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 4番、公明党、杉村です。通告書に従い、一般質問を行います。

初めに、まず、桂川町高齢者等住宅改造費補助金というのがありますが、これは今どのように使われているのか、現状を教えてくださいと思います。

○議長（原中 政廣君） 川野健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

高齢者等住宅改造費補助金につきましては、桂川町高齢者等住宅改造費補助金交付要項に基づきまして行っております。補助対象世帯につきましては、主として介護保険の被保険者で、要介

介護認定及び要支援認定において、要支援及び要介護1から5までに判定された方で、住民税及び所得税非課税世帯、それから、介護保険住宅改修費が支給限度額に達していることが要件となっております。

住宅改造の内容につきましては、手すりの取付けや段差の解消、引き戸での扉の取替え、便器の取替え等に行っております。

補助金の金額につきましては、30万円を限度としておりまして、これは、福岡県が行っております福岡県高齢者等在宅生活事業費補助金の基準額に基づき、設定をさせていただいております。ちなみに、県の補助率は2分の1となっております。

過去5年間の利用状況につきましては、令和元年度が0件、平成30年度が1件、平成29年度が1件、平成28年度が0件、平成27年度は1件となっております。5年間で3件の御利用がっております。

介護保険の住宅改修費の上限であります20万円を使い切るか、大規模な改修が必要な場合に利用するような形になっておりますので、このような利用件数になっているのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） 介護保険のほうを優先してオーバーした分が町の分だそうですが、介護保険の1割負担という話ですが、それは、町を含めたやつ、町以外の、例えば20万やったら、2万円が限度ちゅうことですか。

○議長（原中 政廣君） その内容は大丈夫ですか。ちょっと違う。確認……。

○議員（4番 杉村 明彦君） 例えば、30万オーバーして、50万使ったとするじゃないですか。そしたら、1割といたら5万円でしょう。それは、1割負担の5万円になるのか、それとも、広域だけの20万円の負担だけになるのか。

○議長（原中 政廣君） 暫時休憩。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

まず、介護保険の住宅改修費、まず、20万円の使う分については1割負担ということで、2万円をまず負担をしていただきまして、保険のほうから18万円が出るということでございま

す。それが足りない分の出た場合は、30万円の中から補助が出るという形になっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） じゃ、足りない分は、全部町が出すということですね。

次。これは、町内のある高齢者の方の事例なんですけど、年齢は88歳。常用している薬もなく、非常に元気なおばあちゃんです。とはいっても、88歳です。

足腰は年相応に衰えて、玄関口の階段で転倒をしましたが、幸いなことに擦り傷だけで済みました。そこで、手すりがあれば安全だということで、相談を受けました。話をして、しかし、要支援・要介護のどちらの認定も受けていないので、使えないとのことでした。最終的に、この方は要支援の認定を受けられて、手すりがつきましたが、手すりが欲しいと思ってから設置までに約2か月かかりました。その間に転倒しなくてよかったと、胸をなで下ろしたところです。

このように、手すりが必要と思った方が、全て要支援認定を受ければ問題がないのですが、もしかしたら、元気だから駄目と言われることもあるのではないのでしょうか。せっかくお元気でおられるのに、転倒をして骨折でもすれば、寝たきりにならないとも限りません。介護予防の観点から、転ばぬ先のつえではないですが、元気な方に物理的な支援をするのも、介護予防事業の一つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

まず、介護保険を利用した住宅改修費につきましては、介護認定の申請後、まだ認定が出る、結果が出る前であっても、住宅改修の利用に当たりまして、桂川町で保険者であります広域連合への事前申請をすることは可能となっております。ただし、承認通知が届いてからの改修になりますので、議員申されますとおり、事前着工ということはできません。加えまして、認定結果が非該当になった場合は、当然介護保険の対象外になりますので、自己負担にはなりますけども、先ほど2か月来かかったということでございます。事前にこういった準備をすることによれば、少しは短縮できるものじゃないかというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） いかが考えでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、担当課長が申しましたように、一定の手続が必要になってくるわけですが、取組の開始をやっぱりできるだけ早く行っていただくということだろうと思っております。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） もうせっかく元気でおられる方も、ずっと元気でおられるようにしていただきたいと思います。

じゃ、次に行きます。

再度緊急事態宣言が出た場合について。

今回の桂川町のコロナ対策関連の各種給付金や、全世帯へのマスクの配布など、スピーディーな対応ありがとうございました。特に10万円の定額給付金では、周辺地域で一番早く給付が行われたと、皆さん喜ばれていました。もし次があるとしたら、全世帯ごみ袋というのは、また喜ばれるのではないのでしょうか。

前回の緊急事態宣言が出た際、自粛要請の中、巣籠もり需要も高まり、家庭ごみが増え、さらに外出自粛で、自宅の片づけや草取りなどで、かなりごみが増えたそうです。秋にも感染第2波が押し寄せるとも予想され、再び緊急事態宣言が出ないとも限りません。

再び感染拡大をする中、自粛要請が出ても、自粛ができないのが清掃業ではないのでしょうか。その上、町内の全世帯のごみを回収するというので、一番感染リスクが高いと思います。万が一、清掃業者さんに感染が発生した場合、町内2社しかない清掃業の業務が止まると、すぐさま衛生状況の悪い環境になってしまいます。

そこで、清掃業者が安全で十分な感染対策が取れるように、備品購入費や、また危険手当など、支援をするべきではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 横山保険環境課長。次、町長、お願いします。

○保険環境課長（横山 由枝君） 御質問にお答えいたします。

今回の緊急事態宣言中に、家庭から排出されたごみの量は増加し、特に5月は、可燃ごみや粗大ごみなど、全てのごみが増加して、前年度の同じ月と比較し約28t、対前年度比7.1%増加しておりました。このような状況で、少しでも安心、安全にごみの収集ができるようにと、4月にマスク及び手指用消毒液の感染予防対策用品を、桂川町一般廃棄物収集運搬業者に支給をさせていただくと同時に、新型コロナウイルスの感染症対策として、ごみの捨て方を広報けいせん5月号と6月号に掲載し、一般廃棄物収集運搬業者皆様の感染のリスクを下げるための御協力を、町民の皆様をお願いしているところでございます。

ごみの収集は、町民の日常生活を維持するために不可欠な業務として、緊急事態宣言中でも通常の収集業務を継続していただきました。第2波が来ても、そのことは変わりありませんので、十分な感染対策を取った上で業務が継続できるよう、国の動き等も踏まえながら、引き続き必要な支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

今、担当課長のほうから、細かな数字も含めて報告がありました。議員も御指摘のとおり、ごみの収集については、本町が2社で行われております。2社ですから、私どもとしましては、今、御指摘のようなそういうリスクに対応するために、具体的にどういったこと、どういった方法がいいのか、そのことについて協議する場所が設定できると思っております。ですから、御指摘のように、第2波が出てくるような状況になる前に、そういった協議を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（4番 杉村 明彦君） ありがとうございます。どんなにいい施策でも、スピード感がないと、不安ばかり言われるようになりますので、もし次が来たとしても、スピード感を持って全てに対応をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

以上で本日の一般質問を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長（原中 政廣君） 本日は、これで散会とします。

大変お疲れさまでした。

午後0時07分散会
